

一般社団法人産業サポート白河「企業PR動画制作支援事業」実施要綱

令和7年7月1日

(目的)

第1条 本事業は、一般社団法人産業サポート白河（以下「産サポ」という。）が、しらかわ地域（白河市・西白河郡・東白川郡）管内（以下「管内」という。）企業の広報PR用動画制作を支援することで、企業の魅力を広くPRするとともに自社の特徴や強み等を的確に捉え、効果的なPR活動につなげることでビジネスチャンスの創出や人材獲得に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 本事業の対象は、次の各号に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、管内に本社又は支社、営業所、工場、研究所等（以下「事業所」という。）を有する製造業者であること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業等を営む事業者でないこと。
- (3) 「しらかわ企業データベース」に登録している企業、または新規登録可能企業であること。

(対象事業)

第3条 本事業の対象は、販路開拓又は人材獲得を主たる目的とした動画を制作する事業で、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 自社のホームページ等で製品や技術力等の特徴・強みをPRする動画であること。
- (2) 管内の事業所をPRするための動画であること。なお、本社が管内でない場合は、管内の事業所を中心にPRするための動画であること。
- (3) 別表1に掲げる「制作プラン」については、旧プレミアムパッケージ、旧サポートプランを含め、過去に本事業の利用がないこと。なお、「編集・支援プラン」については、年度内に各社1回限りとし、「制作プラン」との併用は認めないものとする。

(申請)

第4条 本事業を利用しようとする対象者は、申請期間内に次に掲げる書類を産サポに提出するものとする。

- (1) 企業PR動画制作支援事業申請書（第1号様式）
- (2) 経費の金額が分かるもの（見積書の写し）
- (3) その他必要とする書類

(決定)

第5条 産サポは、前条の規定による申請書及び書類を不備なく受理したときは、当該申請書の内容を審査し、適当であると認めた場合には、予算の範囲内で本事業の支援を決定する。

2 産サポは、前項の決定後、決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

（費用の補助）

第6条 産サポは、前条の決定を受けた申請者（以下「支援対象者」という。）に対し、別表1に掲げるプランに要する費用の2分の1（100円未満切り捨て、上限15万円）を上限として補助するものとする。ただし、補助額は、実際の支出額または上限額のいずれか低い方とする。

2 前項の補助を受ける者は、次に掲げる書類を産サポに2月末日までに提出するものとする。

- （1）第3号様式 補助金交付請求書
 - （2）経費の金額が分かるもの（領収書の写し）
 - （3）製品（DVDなどの媒体にて提出）
- （動画制作）

第7条 第3条に規定する動画を制作するため、事前に支援対象者と産サポにおいて内容の確認を行うものとする。

（決定の取り消し）

第8条 産サポは、支援対象者が次のいずれかに該当した場合、支援の決定を取り消すことができるものとする。

- （1）事業所が管内になくなったとき。
- （2）申請内容に偽り、隠蔽等の不正の手段が発覚したとき。
- （3）申請要件に該当しない事実が判明したとき。
- （4）その他、本事業の趣旨に反すると認める行為を行ったとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、代表理事が別に定める。

付 則

この要綱は、決定日から施行する。